国の令和5年度低所得世帯への支援として、住民 税均等割のみ課税世帯へ、1世帯あたり10万円が給 付されます。

住民税均等割のみ課税世帯支援臨時給付金

支給対象者 令和5年12月1日において、本市の住 民基本台帳に登録されている世帯であって、住民税 均等割のみが課税されている世帯の世帯主の方が対 象です。ただし、次の場合に該当する世帯等は対象 となりません。

- 1. 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等 のみで構成される世帯
- 2. 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得が あるのに未申告である方がいる場合
- 3. 既に他市区町村で給付を受けている場合 ※対象となる方には、支給要件確認書を4月上旬頃 にお手元に届くように発送しております。

必要書類

- 1. 市から通知した支給要件確認書【必須】
- 2. 振り込みを希望する金融機関等の通帳のコピー
- 3. 代理人および本人確認書類の写し
- ※2、3は支給要件確認書にあらかじめ記載されて いる口座に振込を希望される場合は不要

申請方法 6月28日(金)までに支給要件確認書に 同封した返信用封筒に必要書類を入れ、総合政策課 まで返信してください。

問 臨時給付金コールセンター ☎(21)2416 《月曜~金曜の9時~17時(祝日を除く)》

低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金

国の令和5年度低所得子育て世帯への支援として、 次の対象者の要件を満たす世帯の世帯主の方に対し、 18歳以下の子1人当たり5万円が給付されます。

支給対象者 令和5年12月1日において、本市の住 民基本台帳に登録されている世帯であって、18歳以 下の子(平成17年4月2日から令和6年8月31日 までに出生する子)を有する、世帯全員が令和5年 度住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世 帯の世帯主の方が対象です。ただし、次の場合に該 当する世帯等は対象となりません。

- 1. 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等 のみで構成される世帯
- 2. 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得が あるのに未申告である方がいる場合
- 3. 既に他市区町村で給付を受けている場合

※3月下旬の時点で確認できた対象者には、支給要件 確認書を4月上旬頃に届くように発送しております。 その後対象となる世帯に新生児が誕生したことが確認 できた場合、順次、支給要件確認書を発送します。

り毎年、

入学祝いと登下校時の

中村様からは、

平成25年度よ

附をいただきました。 立ててほしいと、

0本の寄贈があり

ました。

場様より、

学童保育のために役

おもちゃ

の寄

いすゞ自動車株式会社栃木工

都賀町在住の中村和男様よ 市内新入学児童への傘2.

- 1. 市から通知した支給要件確認書【必須】
- 2. 振り込みを希望する金融機関等の通帳のコピー
- 3. 代理人および本人確認書類の写し
- ※2、3は支給要件確認書にあらかじめ記載されて いる口座に振込を希望される場合は不要

9月17日(火)までに支給要件確認書に 同封した返信用封筒に必要書類を入れ、総合政策課 まで返信してください。

問 臨時給付金コールセンター **☎**(21)2416

《月曜~金曜の9時~17時(祝日を除く)》 市内新入学児童へ

ございの 吾 いましたのための お附あり、り時計」

🛅 学校教育課 (21) 2 2 9 5

となります。 ただいています。 童一人あたり2本の傘を寄贈い

今回で11

回目

過子育て総務課 ていただきます

安全の思いを込めて、

新入学児

の学童保育40クラスで活用させ

いただいたおもちゃは、

はのもの」がほしいと願うの玄関口である栃木駅に一 一からく らしいと願う有志、「栃木市ならで 「栃木

けるよう、

ベント会場に設置

し有効活用させて

ただきま 員会様より、 吾 吾

様より、20万円の寄附をい一からくり時計認置写名物

がとう

野野 ありがとうございました 計学・まもつ替え用テントの 国際ソロプ

用テントは、 2張りの寄贈をい に快適に観光を楽しんで 授乳・おむつ替え用テント ただいた授乳・おむつ 子育て世代 チミスト栃木様よ ただきました。 の方々 替え ただ

いましたの傘の寄贈 の皆様が「吾一

ありがとうございました学童保育への寄附

ただい た寄附金は 維持

問観光振興課 保守の費用として活用させて 3月25日に設置されました。 だいた寄附によって、 置実行委員会」を設立し、 ただきます。 この度い からくり時計」の ょって、平成29年を設立し、いた を設立し、いた

関東信越 公認会計士・税理士 板 公認会計士 日向野 司 松嶋 央行 税理士 大島

〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682·FAX0282(31)3683 E-mail:itakuras@ita-trust.jp

その他 替え)。 いる住宅 完了見込みの方 省エネ基準に適合して (建替え)。 (耐震改修・

申請前にご相談ください 補助金の交付決定前に 0)

低い額の3分の2 (m)×1万8千円の 用またはブロック塀等 険なブロック塀等の撤去改修工事 を防止するため、 補助制度 要する費用の一部を補助します。 ック塀等の 撤去改修に要する費 道路に面する危 倒壊による被害 ζ, の長さ

15万円 建築基準法の道路 補助限度額20万円 補助限度額

その他 通学路 契約または、 部または一部を撤去する工事 を超えるブロ 盤面から高さ8センチメ 学校の通学路に面する、道路の地 安全基準に適合しな トブロック造、組積造の塀) 建築基準法の道路及び 補助金の交付決定前に ック塀等(補強コ 撤去改修を行って 塀を全 卜

間 栃木市民生委員児童委員協

議会連合会

(福祉総務課内)

耐

震建

替

え

補助

限

度額

0 万円

(耐震改修費用相当

(耐震改修費用の5分の

(4以内)

補助限度額

0万

場のトラックを改修しました栃木市総合運動公園陸上競技

分の5分の4以内)

昭和5年5月以前に建て

ニッコ

-クリエ

られた、 対象

賃貸を目的として

な

い木造2階建て以下の住宅(共

ルド

公園陸上競技場)

活全般に関すること(健康、

医

震建替え工事に要する費用の

木造住宅の耐震改修工事や耐

福祉サ

ービス、

生活費等)

部を助成

します

者手帳の交付等)

/その他、

い者に関すること(障が

看護等)

/ 障 が

ル児

診断士を派遣します

を実施する際、

市が無料で耐震

耐震改修等補助制度

象となりません。また、記載内契約を行ってしまうと補助の対 容以外にも条件があります

活動して

います。

地域に寄り添い、

地域の皆さ

公園緑地課

相談に応じ、

行政や適切な支援

住宅の耐震補助制度耐震診断士の無料派遣と木造

んのよき相談相手として様々な

児童委員および主任児童委員が

を活用

老朽化したトラ

を改修しま

した。

385名の民生委員

ツ振興くじ

0

0

助成金

スポ

ツ振興センター

のスポ

このたび独立行政法人日本

5月12日は民生委員児童委員の日

 建築指導課 補助金をご利用ください ブロック塀等撤去改修工事費 (21) 2 4 4

D

関すること(妊娠、子育て、

虐

木造住宅の所有者が耐震診断

/ 高齢者に関すること

こんな時はご相談を お気軽にご相談ください

子どもに

耐震診断士派遣制度

ご活用くださ

相談内容や個人情報は守られま

地域の民生委員児童委員へ

宅の

耐震化促進のための制度を

震化が重要となります。

木造住

を最小限に抑えるには住宅の耐

何か心配ごとがありました

員法第15条)

がありますので、

命が失われました。

地震の被害

住宅の倒壊により多くの尊い

令和6年能登半島地震では

児童委員には守秘義務

(民生委

て活動をしています。

民生委員

ービスへの「つなぎ役」とし

15 時 30 第 2 回 第3回

日時 9 15 時 30 分 示会を開催します。 教科書展示会 ・中学校用教科書、 きらら 時 0)

楽習館(栃木市市民交流センター) 3階 教科書センター 7年度用の見本本も含む) 校特別支援学級用教科書 令和6年度に使用 6月7日(金)~ ※土日も閲覧可 杜とちぎ蔵の街 (入舟町) ※傍聴自由 して 27日(木) (令和 の展 中学 7)

件がありますの 問 建築指導課 談くださ 記載内容以外にも条 ので、 (21) 2 4 4 申請前にご

会 令 教科書展示会(6年度教科書選定委員

教科書選定委員会

の児童生徒の実態に即した教科 援学級用教科書につ 度に使用する小・ 校用教科用図書および令和7 令和7年度から使用する中学 中学校特別支 ※傍聴自由 いて、 本市 车

火

12 第 日 日 日 日時および場所 書を選定します。 吹上公民館 分 5 月 28 日 7月8日 7月16日(火)吹上公民館 国府公民館 10 時 〈 10 10 時~ 時

<5 会計 いた 板倉聡公認会計士・税理士事務所

板倉公認会計士事務所

害虫駆除ならお任せ(技術(技)に自信あり! まずは見積もりから 安心プライスで施行いたします

ネズミ・ゴキブリ・シロアリ・ダニ・ハチ・コウモリ・害獣等 害虫のことなら何でもご相談ください ※害虫を予防する「環境」についてのご相談も承ります

栃木消毒 栃木消毒 で検索を ☎62-5679 2090-1816-2266